（労働金庫法施行規則の一部改正）

第二条　労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第一条**　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第十三条第四項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （労働金庫法施行令に係る電磁的方法） **第二条**　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号。以下「令」という。）第一条の三第一項又は第一条の九第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第十三条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［略］	（電磁的方法） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［同上］ （労働金庫法施行令に係る電磁的方法） **第二条**　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［同上］

（電磁的記録）

第三条　法第二十三条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第百五十二条の六　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［2・3　略］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第百五十二条の七の三　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電磁的記録）

第三条　法第二十三条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第百五十二条の六　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［2・3　同上］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第百五十二条の七の三　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［2・3　同上］